

大和市告示第49号

大和市保育所給食実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市保育所給食実施要綱の一部を改正する要綱

大和市保育所給食実施要綱（令和元年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号。以下「規則」という。）第14条第2項の規定により保育所」を「大和市立保育所」に、「の利用の決定を受けた」を「（大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱（平成23年大和市告示第41号。以下「一時預かり要綱」という。）第2条第1号に規定する非定型的保育（以下「非定型的保育」という。）及び同条第2号に規定する緊急的保育（以下「緊急的保育」という。）を除く。）を利用する」に改め、同条第2号中「大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱（平成23年大和市告示第41号。以下「一時預かり要綱」という。）第2条第1号に規定する」及び「同条第2号に規定する」を削る。

第5条の見出しを「（給食不要の届出）」に改め、同条第1項中「当該対象者に対する給食を希望する」を「給食を希望しない」に、「次に掲げる対象者の区分に応じて、当該各号に定める書類により市長に申請しなければ」を「対象者が通常入所者の場合は給食実施不要届書により、非定型的保育利用者、緊急的保育利用者及びたべよう会参加者の場合は申込みの際に、市長に届け出なければ」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第6条中「ア及びイ」を「アからウまで」に、「同表に掲げる」を「同表に定める」に改める。

第7条中「規則」を「大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号。以下「規則」という。）」に改める。

第8条第1項第2号中「別表第1のA階層又はB階層」を「別表第1Aの項に規定する世帯又は同表Bの項に規定する世帯」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 規則第22条第2項第2号に掲げる場合

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該保護者の責に帰さない特別の事情により、あらかじめ申請することができないと市長が認める場合に限り、給食を受けた後においても申請することができるものとする。

別表第2減免事項の欄中「第3号」を「第4号」に、「第8条第1項第4号」を「第8条第1項

第5号」に、「第8条第1項第5号」を「第8条第1項第6号」に改める。

別表第3第1号様式の項中「給食実施申請書」を「給食実施不要届書」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。